西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業
Ｑ＆Ａ

令和８年11月10日更新

本事業は、中小事業者等原油価格等高騰対策補助金（補助金）と、中小事業者等原油価格等高騰対策事業継続支援金（支援金）の２つの支援があります。
※対象事業者・対象経費を確認のうえ、**補助金か支援金いずれか一方**を選択してください。

制度全般について〈補助金・支援金　共通〉

Q1　どのような制度ですか。
A1　中東情勢の不安定化等に伴う原油価格やエネルギー価格等の上昇の影響を受ける市内事業者を支援する制度です。光熱費・燃料費の使用状況に応じた補助金と、年間売上額に応じた支援金の２つがあります。

Q2　２つの制度を両方申請できますか。
A2　できません。１事業者につき１回限りで、補助金又は支援金のいずれか一方を選択してください。

Q3　補助金の要件を満たしていても支援金を選べますか。
A3　選択できます。共通要件及び支援金の要件を満たす場合は、いずれか一方を選択して申請できます。ただし、重複申請・重複受給はできません。

Q4　利益が前年より減少していなくても申請できますか。
A4　できます。本事業には利益減少要件を設けていません。

対象事業者について〈補助金・支援金　共通〉

Q5　市外に本社がありますが対象ですか。
A5　市内に実態のある事業所を有し、要件を満たす場合は対象となります。補助金の場合は、対象経費は市内事業所に係る事業用経費に限ります。

Q6　複数店舗があります。店舗ごとに申請できますか。
A6　できません。同一法人又は同一個人事業者につき１回限りです。

Q7　市内で開業して１年未満です。
A7　申請日時点で市内における事業活動が１年未満の場合は対象外です。

Q8　近く廃業する予定です。
A8　今後も市内で事業を継続する意思が要件のため対象外です。

Q9　休業中でも申請できますか。
A9　一時的な休業で、今後事業を再開し継続する具体的な意思と事業実態が確認できる場合は、個別に審査します。

Q10　フリーランスは対象ですか。
A10 個人事業者として事業の実態、継続性、年間売上額等の要件を確認できる場合は対象となります。必要に応じて契約書、支払調書、入金記録等を求める場合があります。

Q11　農業者は対象ですか。

A11　対象となり得ます。個人の農業所得者は、事業収入が主たる収入であることが必要です。売上額は青色申告決算書（農業所得用）又は収支内訳書（農業所得用）の「販売金額」等で確認します。

Q12　兼業農家は対象ですか。

A12　農業等の事業収入が給与、年金、不動産収入等の合計を上回り、その他の要件も満たす場合は対象となります。

Q13　大企業の子会社は対象ですか。

A13　みなし大企業に該当する場合は対象外です。出資関係等を確認する資料の提出を求める場合があります。

Q14　株式会社以外の法人も対象ですか。

A14　社会福祉法人、ＮＰＯ法人、公益法人、一般社団法人、一般財団法人等についても、主たる事業に係る年間事業収入が 120万円以上であり、その他の要件も満たす場合は対象となります。

Q15　社会福祉法人、公益法人、NPO法人等の売上はどう計算しますか。

A15 原則として、活動計算書等に記載された「事業収益」のうち、主たる事業に係る収益で確認します。なお、補助金や助成金など、事業や提供したサービスの対価として交付される性質の収入については、内容を確認した上で年間事業収入に含めて算定することができます。

Q16　西脇市の指定管理者は対象ですか。

A16　対象外です。

年間売上額について〈補助金・支援金　共通〉

Q17　年間売上額 120万円未満でも補助金または支援金を申請できますか。

A17　できません。年間売上額 120万円以上は２つの支援共通の要件です。

Q18　「直近の年間売上額」はいつの売上ですか。

A18　法人は申請日時点の直近決算期、個人事業者は令和７年分の確定申告等で確認します。

Q19　法人の売上は何の書類で確認しますか。

A19　原則として法人税確定申告書「別表一」と法人事業概況説明書で確認します。必要に応じて決算書等の追加提出を求めます。

Q20　個人事業者の売上は何の書類で確認しますか。

A20　青色申告者は確定申告書第一表と青色申告決算書、白色申告者は確定申告書第一表と収支内訳書で確認します。

Q21　確定申告をしていません。

A21　申告義務があるにもかかわらず未申告の場合は受付できません。申告義務がない場合等は、市県民税申告書その他の公的・客観的資料で確認できるか個別に判断します。

補助対象経費について〈補助金のみ〉

Q22　対象期間はいつですか。

A22　令和８年３月から９月までのうち、任意の連続する３か月です。

Q23　連続しない３か月を選べますか。

A23　選べません。暦月又は通常の請求期間等による月度で、連続する３か月を選んでください。

Q24　対象経費が税抜10万円ちょうどの場合は対象ですか。

A24　対象です。任意の連続する３か月の対象経費合計が税抜10万円以上で申請できます。

Q25　どの電気料金が対象ですか。

A25　市内事業所で事業用として使用した低圧、高圧、特別高圧の電気料金が対象です。

Q26　ガソリン代は対象ですか。

A26　市内事業所の事業活動に使用した事業用分は対象です。私用分や販売目的分は対象外です。

Q27　原材料費や運送委託費は対象ですか。

A27　対象外です。補助金の対象は電気、ガス及び燃料費です。

Q28　消費税を含めて算定しますか。

A28　含めません。消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜額で算定します。

Q29　軽油取引税を含めて算定しますか。

A29　軽油取引税は対象経費に含めます。

Q30　市外事業所分も対象ですか。

A30　対象外です。市内事業所分のみを抽出してください。

Q31　自宅兼事務所の光熱費は対象ですか。

A31　確定申告等で用いる合理的な基準により事業用分を按分し、根拠を示せる場合に限り対象となり得ます。

Q32　請求書の名義が申請者と異なります。

A32　原則として申請者が負担したことを確認できる経費に限ります。名義が異なる場合は、賃貸借契約、負担契約、支払記録等により負担関係を確認します。

Q33　現金払いは何を添付しますか。

A33　購入内容、支払日、支払額、支払先が確認できる領収書又はレシート等を添付してください。

Q34　口座振替の場合は何を添付しますか。

A34　請求書又は使用明細と、引落日・金額・口座名義が確認できる通帳又は取引明細等を添付してください。

Q35　クレジットカード払いは対象ですか。

A35　対象期間に係る経費で、申請時点までに支払を確認でき、利用明細、請求内容及び引落口座等から申請者負担であることを確認できる場合は対象となり得ます。

補助額・支援金について

Q36　補助金はいくらですか。

A36　税抜対象経費の20%、上限30万円です。1,000円未満は切り捨てます。

Q37　上限30万円となる対象経費はいくらですか。

A37　税抜対象経費 150万円で補助額30万円となり上限に達します。150万円を超えても補助額は30万円です。

Q38　支援金はいくらですか。

A38　直近の年間売上額に応じ、1,000万円以上は５万円、800万円以上1,000万円未満は４万円、600万円以上800万円未満は３万円、120万円以上600万円未満は２万円です。

Q39　支援金の使途に制限はありますか。

A39　事業継続のための支援金であり、個別経費の実績報告は求めません。

添付書類について

Q40　市内事業所を確認する書類は何ですか。

A40　所在地と事業実態が確認できる書類として、営業許可書、賃貸借契約書、開業届（個人の場合）、住民税申告書の控え（個人の場合）、パンフレットやＨＰの所在地が確認できるページの写し、名刺等をご提出ください。また、書類がない場合は外観写真でも可とします。

Q41　法人は別表一だけでよいですか。

A41　原則として別表一に加え、法人事業概況説明書も提出してください。売上額や事業内容の確認に必要です。

Q42　e-Taxで申告したため受付印がありません。

A42　確定申告書の写しに加え、受信通知等、申告済みであることを確認できる書類を添付してください。

納税証明について

Q43　法人はどの納税証明書が必要ですか。

A43　市税の納税状況を確認できる納税証明書を提出してください。なお、社会福祉法人等の課税対象でない法人については、納税証明書の提出は不要です。

Q44　個人事業者が市外在住の場合はどうしますか。

A44　居住地の納税証明書を提出してください。市内事業所の所在確認は別途行います。

Q45　市県民税が非課税です。

A45　非課税証明書等、課税実績がないことを確認できる書類を提出してください。

Q46　分納中の場合は申請できますか。

A46　原則として納期限が到来した市税等に滞納がある場合は対象外です。徴収猶予等の法的措置を受けている場合は、その内容を確認して個別に判断します。

申請手続について

Q47　申請期間と時間はいつですか。

A47　令和８年10月19日（月）から令和８年12月25日（金）までの平日、午前９時から午後５時までです。

Q48　郵送できますか。

A48　原則として郵送では受け付けません。西脇商工会議所の窓口へ持参してください。

Q49　補助金はどの様式を提出しますか。

A49　申請時に、様式第１号「補助金交付申請書兼実績報告書」、様式第２号「誓約書兼申請内容の調査に関する同意書」を必要な添付書類とともに一括して提出してください。なお、

交付決定後は様式第６号「補助金交付請求書」を提出してください。

Q50　支援金はどの様式を提出しますか。

A50　様式第３号「事業継続支援金支給申請書兼請求書」を必要な添付書類とともに提出してください。支給決定後は同様式を請求書として取り扱います。

Q51　代理人が提出できますか。

A51　提出は可能ですが、申請内容を説明できる方が持参してください。必要に応じて委任状や代理人の本人確認書類を求める場合があります。

Q52　書類に不足があっても受付できますか。

A52　形式確認は行いますが、必要書類がそろうまで審査を完了できません。受付期限までに補正してください。

Q53　提出書類は返却されますか。

A53　原則返却しません。必要に応じて提出前に写しを保管してください。

審査事項・決定手続きについて

Q54　申請すれば必ず交付されますか。

A54　交付・支給を保証するものではありません。申請書類と事業実態を審査します。

Q55　交付・支給が決まった場合、どのように通知されますか。

A55　様式第４号「交付（支給）決定通知書」により、交付（支給）額と振込予定日を通知します。

Q56　対象外の場合はどうなりますか。

A56　様式第５号「不交付（不支給）決定通知書」により、その理由を記載して通知します。

Q57　いつ振り込まれますか。

A57　交付・支給決定後、様式第４号に記載する振込予定日に申請者名義の指定口座へ振り込みます。（目安として、申請から約１か月前後です。）

Q58　虚偽や重複申請が判明した場合はどうなりますか。

A58　不交付・不支給とし、支払後に判明した場合は決定を取り消し、返還を求めることがあります。